

福井県再犯防止推進計画

平成31年3月

福 井 県

目 次

第1 再犯防止推進計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 福井県再犯防止推進計画の位置付け	4
4 基本方針	5
5 推進体制	5
6 計画期間	5
第2 再犯の防止等に関する施策の目標	8
第3 今後取り組んでいく施策	9
1 国・民間団体等との連携による支援体制の整備	9
2 就労の確保	11
3 住居の確保	16
4 保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1) 高齢者または障害者等への支援	18
(2) 薬物依存症患者への支援	21
5 非行防止活動および学校等と連携した修学支援	23
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	
(1) 民間協力者の活動の推進	26
(2) 広報・啓発活動の推進	28
【参考資料】	31
再犯の防止等の推進に関する法律	32
国の再犯防止推進計画の概要	38
用語集	39
福井県再犯防止推進計画概要	43
福井県再犯防止推進計画策定委員会名簿	44
計画策定経過	45

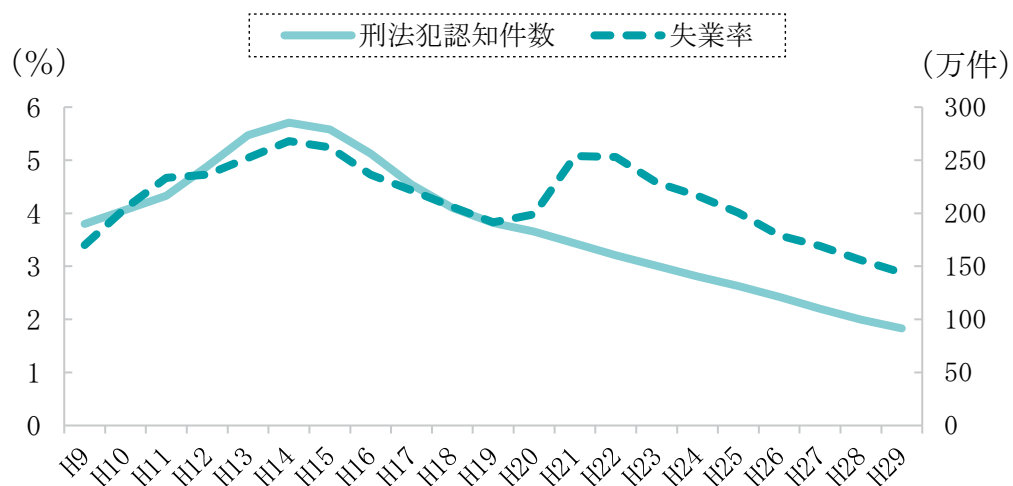
第1 再犯防止推進計画策定の概要

1 計画策定の背景

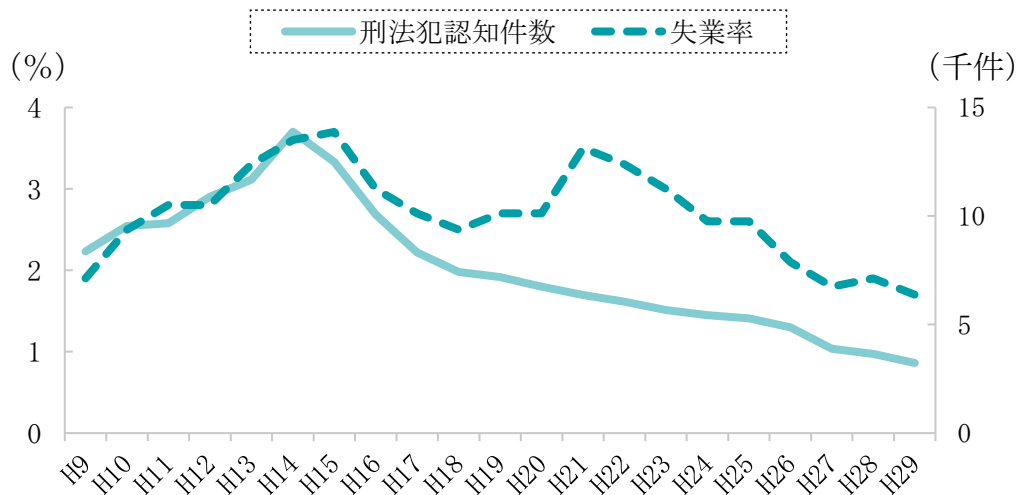
我が国の刑法犯認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年には2,853,739件、本県においても13,884件とピークを迎えました。これを受け、国は平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を課題として様々な対策を進めました。

近年の刑法犯認知件数は、平成29年には全国で915,042件、本県でも3,231件と戦後最少を記録しています。これには、景気の回復による失業率の低下も影響しているものと思われます。

【全国の刑法犯認知件数と失業率の推移】



【福井県の刑法犯認知件数と失業率の推移】



(福井県地域福祉課人権室調べ)

一方、犯罪をした者等の立ち直りを支援する更生保護や再犯防止施策は、これまで国の刑事施策として行われてきており、県は、「福井県地域生活定着支援センター」の設置・運営、民間支援団体への補助、社会を明るくする運動への参画などに協力しています。

民間団体やボランティアにおいても、福井県更生保護女性連盟が行っている更生保護施設「福井福田会」での食事づくり、ミニ集会や研修会の実施、社会を明るくする運動への参画等を行っています。このように民間団体やボランティアが地域密着型の活動を行政機関と連携し、再犯の防止に取り組んでいます。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、薬物事犯者や高齢者・障害者など福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う者が存在し、少子化による年少人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、検挙人数に対する少年割合は減少しているものの高齢者割合の増加が続いています。

また、本県の再犯者率は全国でも低く、平成28年が1位、平成29年が3位だったものの4割を超えており、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

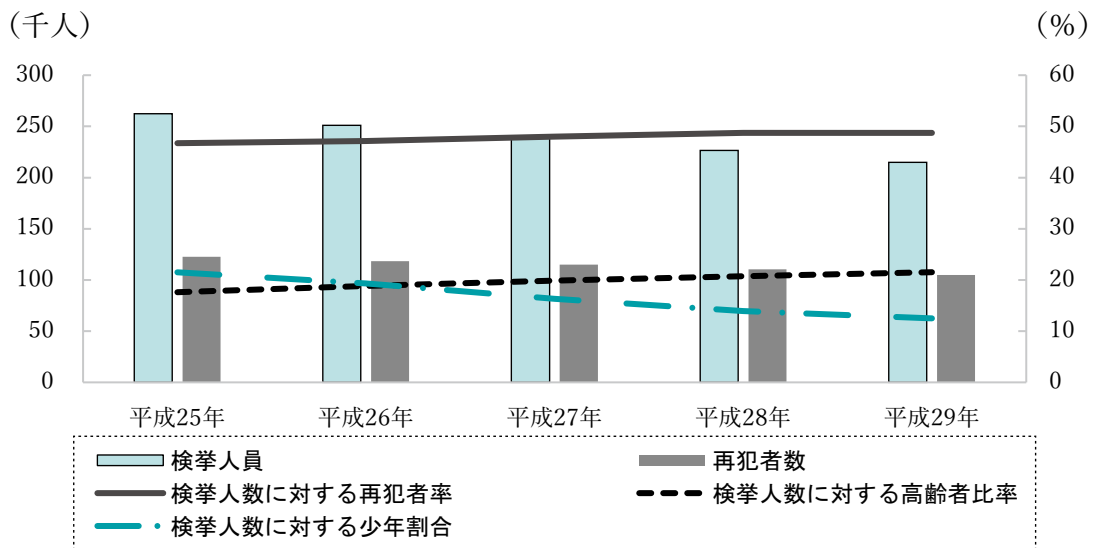
全国でも再犯者率は5割弱になっており、政府は平成24年7月の犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」を定め、その中で「出所等をした年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（2年以内再入率）を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」との数値目標を定めました。また、その後も犯罪対策閣僚会議を開催し、平成28年7月には「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定しました。

2 計画策定の趣旨

国会においては、平成28年12月に議員立法により、国との適切な役割分担を踏まえて地域の事情に応じた再犯防止に関する施策を策定・実施する地方公共団体の責務を規定するとともに、地方公共団体に対して、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務を課した再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が制定されました。そして、国は、この法律に基づき平成29年12月15日に国の再犯防止推進計画を閣議決定しました。

このような状況を受け、本県でも国の再犯防止推進計画を勘案し「福井県再犯防止推進計画」を策定します。この計画に基づき県の実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与します。

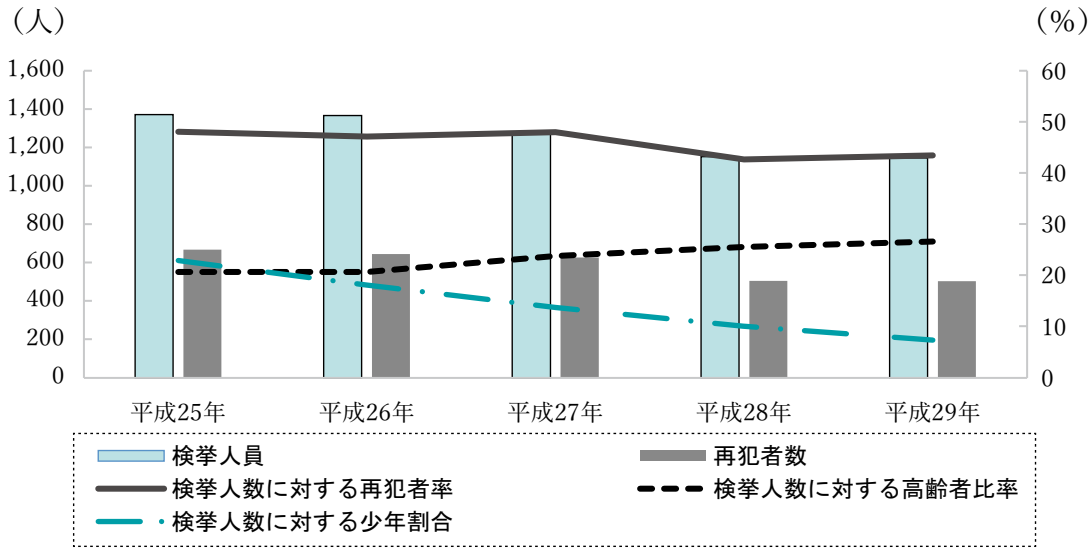
【全国の検挙人数、再犯者数、再犯者率等の年別推移】



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 人 員	262,486人	251,115人	239,355人	226,376人	215,003人
再 犯 者 数	122,636人	118,381人	114,944人	110,306人	104,774人
検挙人数に対する再犯者率	46.7%	47.1%	48.0%	48.7%	48.7%
検挙人数に対する高齢者比率	17.6%	18.8%	19.9%	20.8%	21.5%
検挙人数に対する少年割合	21.5%	19.3%	16.3%	13.9%	12.5%

(警視庁 平成 29 年刑法犯に関する統計資料、法務省 再犯防止推進室提供資料)

【福井県の検挙人数、再犯者数、再犯者率等の年別推移】



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 人 員	1,369人	1,368人	1,284人	1,153人	1,150人
再 犯 者 数	663人	648人	628人	495人	502人
検挙人数に対する再犯者率	48.4%	47.4%	48.9%	42.9%	43.7%
検挙人数に対する高齢者比率	20.5%	20.3%	23.8%	25.4%	26.7%
検挙人数に対する少年割合	22.6%	18.1%	13.2%	9.9%	7.0%

(福井県警察 平成29年犯罪統計 他)

3 福井県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

計画の対象者は、微罪処分者、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）のうち、支援が必要な者とします。

4 基本方針

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）で示されている5つの基本方針、7つの重点事項を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

- ① 国・民間団体等との連携による支援体制の整備
- ② 就労の確保
- ③ 住居の確保
- ④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ⑤ 非行防止活動および学校等と連携した修学支援
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

5 推進体制

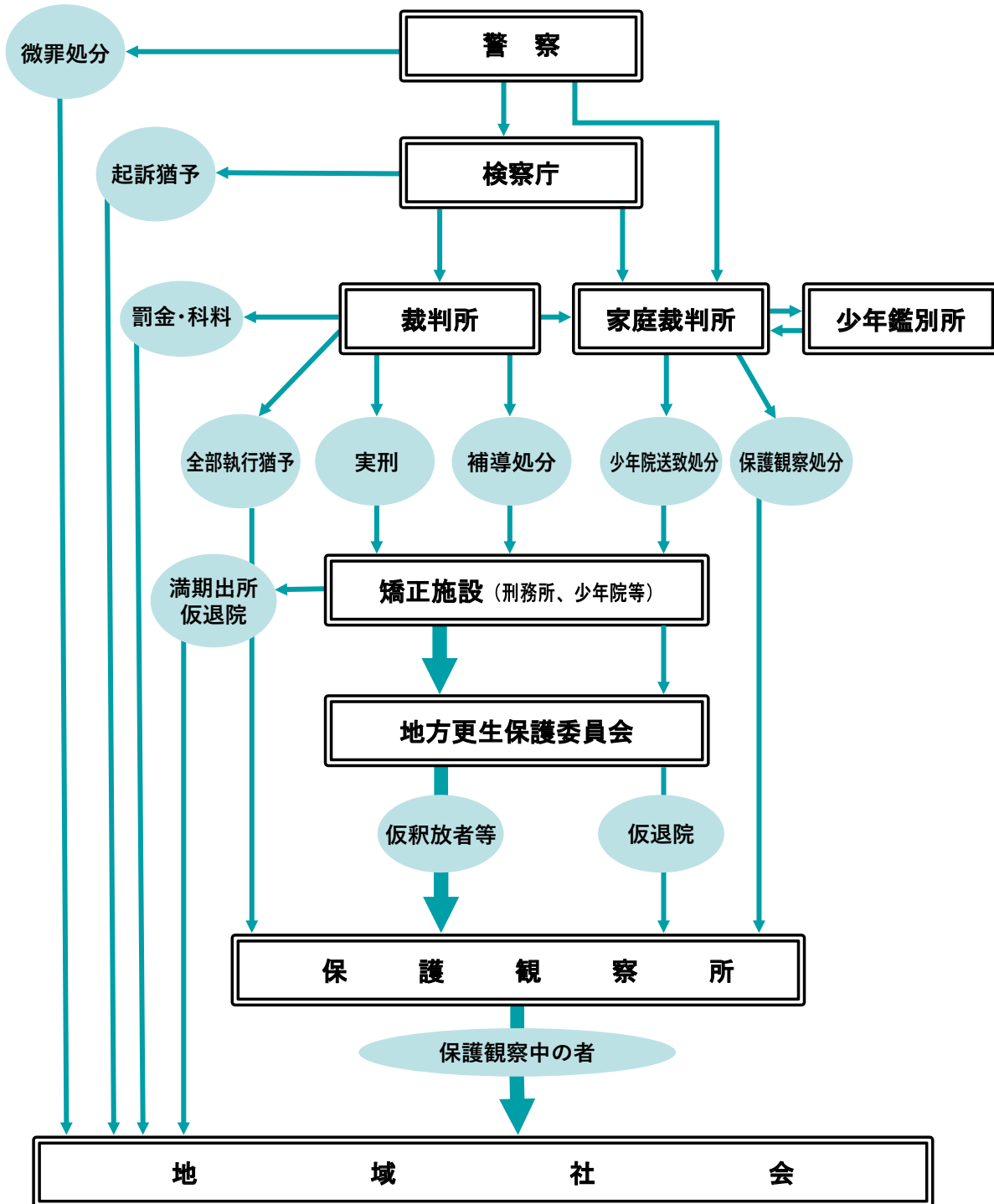
計画の推進にあたっては、国、市町、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止の施策を推進します。

また、県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する連絡会議を新たに設置し、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携しながら、情報交換や課題の共有、福井県再犯防止推進計画の進捗管理などを行います。

6 計画期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

【刑事司法手続きの流れ】



<参考> 国の再犯防止推進計画に提示されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2 再犯の防止等に関する施策の目標

福井県再犯防止推進計画を進める上での成果指標を以下のとおり設定し、その達成に向けて施策を実施します。

政府目標 (平成24年7月「再犯防止に向けた総合対策」より)

2年以内再入率の基準値から、平成33年までに20%以上減少させる。

政府目標を参考に本県の再犯者数502人(平成29年)について、計画終了年度までに20%以上の減少を目指すこととし、目標を次のとおり設定します。

本件の目標

再犯者数：502人(2017年(平成29年)) ⇒ 400人以下(2023年)

【検挙人数、再犯者数の年別推移(再掲)】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 人 数	1,369人	1,368人	1,284人	1,153人	1,150人
再 犯 者 数	663人	648人	628人	495人	502人

(福井県警察 平成29年犯罪統計)

第3 今後取り組んでいく施策

1 国・民間団体等との連携による支援体制の整備

(1) 現状

平成29年の福井刑務所出所者128人のうち、更生保護施設等（県外入所含む）に入所した者は28人、社会福祉施設に入所した者は0人で、全体の21.9%でした。

また、「福井県地域生活定着支援センター」が平成29年度に高齢者や障害を有する者に必要な支援を行う特別調整を実施した者は17人（県外への帰住者含む）でした。

○県の取組

県においては、平成22年6月に開所した「福井県地域生活定着支援センター」において高齢または障害のため自立が困難な刑務所等からの出所者が出所後直ちに適切な福祉サービスを受けられるよう支援しています。具体的には、住居・福祉サービスへのつなぎ、刑務所入所中からの要介護認定や障害者手帳の取得に向けた支援を行っています。

また、保護観察期間を経過した者等の社会復帰支援を円滑に進めることを目的として、国の更生保護関係機関、民間関係団体、県、福井市、福井県社会福祉協議会、福井県地域生活定着支援センターなどで構成する「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」が平成29年11月に発足し、普段から支援に関わる情報の共有等を行っています。

○国の取組

国においては、毎年「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」や「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡会議」を国や県の関係機関を集めて開催し、高齢者や障害者の社会復帰、薬物依存者への回復支援について情報交換を行っています。

(2) 課題

刑務所から仮釈放中の者など保護観察に付されている者には、保護観察所による社会復帰のための指導・援助がありますが、警察において微罪処分となった者や検察において起訴猶予となった者、刑務所からの満期出所者等に対しては支援体制が十分ではないという現状があります。

また、「福井県地域生活定着支援センター」の支援事業の対象は、高齢者・障害者等の出所後直ちに福祉サービスの支援が必要な者に特化しており、一般的な出所者の相談先ではありません。

「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」は、出所者の一般的な相談先として今後期待されますが、利用しやすい窓口の確保や相談があった際により効果的な支援ができる体制の整備が必要です。

(3) 具体的施策

○県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する連絡会議の設置 (地域福祉課)

福井県再犯防止推進計画策定委員会の主要構成機関による連絡会議を開催し、計画に盛り込んだ再犯防止に関する施策を推進するとともに、より効果的な施策のあり方について検討します。

また、市町に対しては適切に情報提供を行い、施策の推進への協力を求めていきます。

○満期出所者等をサポートする総合窓口の設置支援 (地域福祉課)

「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」による犯罪をした者等の全てを対象とする総合窓口設置を支援します。この総合窓口には保護司等を相談員として配置し、各地区保護司会ごとに設置されている更生保護サポートセンターとも連携し、求職や福祉サービスへの付き添い支援、啓発活動等を行います。

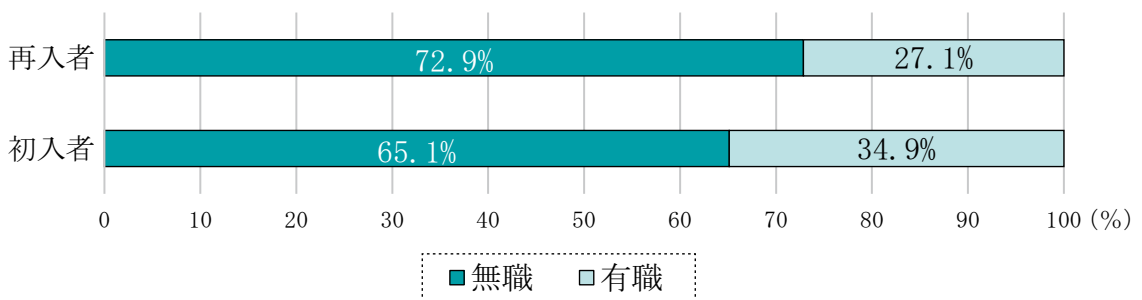
2 就労の確保

(1) 現状

○就労と再犯の関係

刑務所への再入者は初入者に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の約7割が再犯時に無職の者となっています。

【入所受刑者の就労状況別構成比（平成28年）】



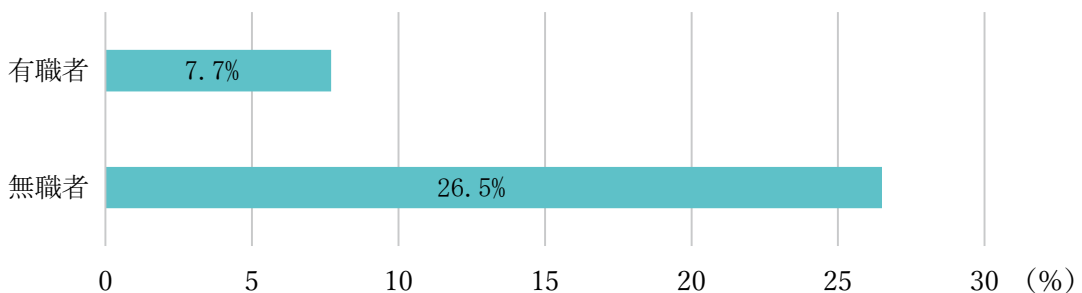
区分	総数	無職		有職	
		人数	構成比	人数	構成比
総数	20,417人	14,236人	69.7%	6,181人	30.3%
初入者数	8,252人	5,373人	65.1%	2,879人	34.9%
再入者数	12,165人	8,863人	72.9%	3,302人	27.1%

(平成29年犯罪白書)

また、保護観察終了時点の有職者と無職者について、保護観察中に再犯し保護観察が終了した者の割合を比較すると、無職者は有職者の約3倍になっており、再犯の防止には就労の確保が極めて重要です。

【保護観察中の再犯率の有職、無職での比較】

(平成23～27年までの保護統計年報累計)



(平成29年10月30日 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室
「平成29年度第2回青少年問題調査研究会」配布資料)

福井保護観察所において保護観察が終了した者のうち、平成29年は約3割が保護観察終了時に無職でした。

**【保護観察終了時に無職である者の数及びその割合
(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)】**

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保護観察終了人員 (職業不詳の者を除く)	92人	63人	68人	71人	72人
うち保護観察終了時に 無職である者の数	31人	24人	15人	26人	23人
保護観察終了後に 無職である者の割合	33.7%	38.1%	22.1%	36.6%	31.9%

(法務省再犯防止推進室提供)

○協力雇用主の状況

刑務所からの出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」への登録数は年々増加しており、平成30年の登録企業数は116社となっています。しかしながら、人口10万人当たりの登録企業数は14.1社（平成29年4月時点）であり、全国29位と中位以下となっています。

【都道府県別協力雇用主数（平成29年4月1日現在）】

順位	都道府県名	協力雇用企業数	人口10万人当たりの企業数
1	長野県	809社	39.0社
2	秋田県	384社	38.6社
3	岩手県	462社	36.8社
4	山形県	401社	36.4社
5	宮城県	728社	31.4社
29	福井県	110社	14.1社

(福井県地域福祉課人権室調べ)

また、実際に犯罪をした者等を雇用した企業は平成30年4月時点で1社であり、「協力雇用主」として登録しても、マッチングが上手くいかないことなどにより、雇用に結びついていない実態があります。

【協力雇用主の状況】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
協力雇用主数	85社	94社	105社	110社	116社
実際に雇用した協力雇用主数	2社	3社	8社	6社	1社
雇 用 数	2人	4人	11人	8人	4人

(福井保護観察所提供 各年4月1日現在)

※協力雇用主の内訳（平成30年4月時点）

製造業 25社、建設業 47社、サービス業 12社、卸小売業 1社、運送業 16社、農林・漁業 4社、その他 11社

○更生保護施設退所者の就労状況

刑務所等からの出所者のうち帰る家がない者等を一定期間保護する更生保護施設「福井福田会」からの平成29年度退所者46人のうち、28人（65歳以上の高齢者、障害者は含まない）が無職で退所しており、入所期間中には就労先が見つけられなかったケースが多くあります。

【更生保護施設（福井福田会）からの退所者のうち無職者数】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
退 所 者 数	42人	0人	28人	31人	46人
うち、無職者数	20人	0人	20人	15人	33人

(福井県地域福祉課人権室調べ)

※平成26年度は建て替えにより入所者を受け入れなかった。

○県の取組

県においては、平成27年度から、企業関係者等を対象とする研修会に保護観察所の担当者を招き、「協力雇用主」を増やすためのPRを実施しています。

また、県が発注する建設工事に関し、「平成 29・30 年度競争入札参加資格審査」においては、審査基準日の直前 2 年間で保護観察対象者または更生緊急保護対象者を 3 か月以上雇用した事業所への加点を実施しています。さらに「平成 31・32 年度競争入札参加資格審査」においては、審査基準日時点で保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点を行う優遇措置を導入しました。

○国の取組

国においては、刑務所出所者等の雇用支援を行う矯正就労支援情報センター（コレワーク）の運営、刑務所出所者等就労奨励金の給付や「協力雇用主」の確保、ハローワークでの職業紹介・就業支援ナビゲーターの配置を行っています。また、保護観察官・ハローワーク職員等で構成される就労支援チームの設置や保護観察対象者への職業体験講習などを実施しています。

○民間団体の取組

民間関係団体においては、福井県保護司会連合会が「協力雇用主」の開拓、福井県就労支援事業者機構が犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等に取り組んでいます。

(2) 課題

刑務所出所時に就労先が決まっていない者や出所後にハローワークに来所しない者、高齢や偏見により安定した就労先が確保できない者等への付き添い支援などの対応が必要です。また、雇用のミスマッチを解消するために「協力雇用主」について多様な業種の企業を開拓するなど、実際の雇用の増大を図る必要があります。

(3) 具体的施策

○企業経営者に対する啓発セミナーの実施

(地域福祉課)

福井県更生保護事業協会や福井県就労支援事業者機構などの民間関係団体の協力を得て、企業の経営者を対象に、「協力雇用主」の登録制度や矯正就労支援情報センター（コレワーク）の利用方法を周知し、登録および実際の雇用を促す啓発セミナーを開催します。

○県主催の企業向けのセミナー等での協力雇用主制度のPR **(地域福祉課)**

県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において国の機関と連携しながら協力雇用主制度のパンフレット等の配布など協力雇用主制度をPRし、「協力雇用主」の登録数と実際の雇用の増加に努めます。

○県の競争入札参加資格審査での加点措置 **(土木管理課)**

県の建設工事に係る競争入札参加資格審査における保護観察対象者または更生緊急保護中の者を雇用した事業所および保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点制度のPRと普及に努めます。

○暴力団離脱支援の充実と元暴力団員を受け入れる企業の開拓 **(警察本部)**

福井県暴力追放センター、矯正施設、保護観察所等との連携を強化するなど、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱者や元暴力団組員の事情を理解した上で受け入れ、改善更生に協力する企業のさらなる開拓に努めます。

○就労支援の充実 **(地域福祉課、労働政策課)**

就労意欲がある刑務所出所者等に対し、「ふくいジョブステーション」や「福井県シニア人材活躍支援センター」が「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携しながら、就労の支援を行います。

3 住居の確保

(1) 現状

平成29年の福井刑務所の出所者128人のうち、帰住先がない者は16人(12.5%)
雇用主住宅や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所する者は28人(21.9%)
でした。

また、更生保護施設「福井福田会」からの平成29年度の退所者46人のうち行
先不明(次の居住先が不明のまま退所した者5人。無断退所者4人含む)の者は
9人(19.6%)であり、安定した住居を確保できない者が少なからずいる実態が
あります。

【福井福田会からの退所者】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
退 所 者 総 数	42人	—	28人	31人	46人
うち退所先不明者数	5人	—	2人	3人	9人
退所先不明者のうち 無断退所者数	2人	—	1人	1人	4人

(福井県地域福祉課人権室調べ)

※平成26年度は建て替えにより入所者を受け入れなかった。

○県の取組

県においては、「福井県地域生活定着支援センター」において高齢または障
害があるため福祉的な支援を必要とする出所者に対して、適切な福祉施設を
あっせんするほか、生活保護制度(住宅扶助)や生活困窮者自立支援制度への
つなぎ等に取り組んでいます。

○国の取組

国においては、福井保護観察所が更生保護施設等への委託、高齢者や障害を
有する者に必要な支援を行う更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に
取り組んでいます。

(2) 課題

身元保証のない者の住居や一時的な受け入れ先である更生保護施設「福井福田会」を退所した者の行先確保、犯罪をした者等の入居を拒む賃貸人が多いことなどの課題があります。

(3) 具体的施策

○住み込みで働くことのできる就労先の確保 (地域福祉課)

「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携し、住み込みで働くことのできる就労先の確保に向けて、経済団体等へ働きかけを行います。また、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」のネットワークを活用して新たな住み込み就労先を開拓するほか、社員住宅を備えた「協力雇用主」の増加に取り組むことにより、住み込みで働くことのできる就労先の確保に努めます。

○公営住宅への受け入れ (建築住宅課)

国において検討されている身元保証制度の確立を前提にして、公営住宅を有する県内市町と情報共有し、犯罪をした者等の公営住宅の入居における配慮に向けた検討を行います。

○犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の確保 (地域福祉課)

犯罪をした者等を受け入れる賃貸住宅を確保するため、業界団体等への説明会の開催など、犯罪をした者等への賃貸人の理解の促進に努めます。

また、入居を拒まない賃貸住宅を登録し、住宅の確保に配慮を要する者にその情報を提供する「住宅セーフティネット制度」の普及に努めます。

4 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障害者等への支援

ア 現状

平成30年12月時点の福井刑務所における受刑者262人のうち、65歳以上の高齢者は27人、身体、知的、精神に障害を有する者は49人となっています。

人口減少に伴う高齢者割合の増加を反映して、検挙人数に対する高齢者の割合は年々増加し、平成29年は26.7%と約4人に1人となっています。また、平成27年出所者のうち、65歳以上の高齢者の出所後2年以内の再入率は23.2%と他の年代に比べ高く(29歳以下11.1%、30～64歳18.1%)なっており、特に高齢者への支援が必要になっています。

【検挙人数に対する高齢者割合】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 人 数	1,369人	1,368人	1,284人	1,153人	1,150人
検挙人数に対する 高齢者比率	20.5%	20.3%	23.8%	25.4%	26.7%

(福井県警察 平成29年犯罪統計)

○県の取組

県においては、「福井県地域生活定着支援センター」における刑務所入所者への介護保険制度の周知、要介護度および障害支援区分の認定を受けることや福祉サービスを利用するための出所前の調整等の支援を行っています。

【地域生活定着支援センター事業内容と取扱実績】 (件)

	H25	H26	H27	H28	H29
コーディネート業務 対象：保護観察所から依頼のあった矯正施設入所者 (約半年後の退所予定者) 内容：受け入れ施設の紹介、福祉サービスの申請支援	23	30	23	25	17
フォローアップ業務 対象：矯正施設出所者を受け入れた福祉サービス事業所 内容：必要な助言（矯正施設入所時の様子、身体状態 など留意点を伝える。）	29	34	38	38	35
相談支援業務 対象：警察、検察等の行政機関、矯正施設入所者、 国選弁護人 内容：受け入れ施設の紹介、必要な助言	39	41	32	30	21
合 計	91	105	93	93	73

(福井県地域福祉課人権室まとめ)

○国の取組

国においては、福井地方検察庁が入口支援として再犯防止対策班の設置、身柄引受人の確保や更生緊急保護等の支援に取り組み、福井刑務所が出口支援として社会福祉士による面談、特別調整等の実施等に取り組んでいます。

また、福井保護観察所が主催する「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する社会復帰に向けた支援等にかかる連絡会」において出所者等が円滑な支援を受けられるよう、福井保護観察所、福井刑務所、福井県地域生活定着支援センターが定期的に協議を行っています。

○民間団体の取組

民間団体においては、県と市町の社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業等を実施する関係機関と連携を図りながら、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業による支援に取り組んでいます。

イ 課題

刑事司法手続において高齢者・障害者の状況把握と支援体制が不十分であるほか、特別調整や更生緊急保護を希望しない者、要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応が課題となっています。

ウ 具体的施策

○地域生活定着支援センターの運営 **(地域福祉課、長寿福祉課、障害福祉課)**

高齢または障害のため自立が困難な受刑者が刑務所から出所後直ちにその人に必要な福祉サービスを受けられるよう、適切な機関に委託するなどして、「福井県地域生活定着支援センター」を運営します。

○障害者への支援の充実 **(地域福祉課、障害福祉課)**

身体・知的・精神に障害を抱え、自立が困難な受刑者に対して、「福井県地域生活定着支援センター」が療育手帳・障害者手帳の交付申請や施設入所に向けた支援を行い、出所後すぐに適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。

「福井県地域生活定着支援センター」の支援対象とならなかった障害のある犯罪をした者等に対しては、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」が設置する就職や福祉サービスの利用等を支援する総合窓口において個々のニーズに合わせた支援を行います。

○犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知

(地域福祉課、障害福祉課)

保健医療・福祉サービスの紹介チラシ等を刑務所や保護観察所等を通じ、出所者等全員に配布し、スムーズに保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援します。

特に、依存症者に対しては、医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介したチラシ等を「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」を通じて福井保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布し、適切な支援につなげます。

(2) 薬物依存症者への支援

ア 現状

平成29年の福井刑務所における受刑者241人のうち、薬物事犯者は33人、約13.7%でした。

福井県内において覚せい剤取締法違反の検挙人数は毎年40人前後で推移しています。また、平成27年の出所者のうち、覚せい剤取締法違反者の出所後2年以内再入率は19.2%と出所者全体の再入率18.0%より高くなっており、薬物依存者への支援が必要になっています。

【覚せい剤取締法違反による検挙人数】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 人 数	41人	19人	37人	18人	43人

(福井県警察 平成29年犯罪統計)

○県の実施

県においては、総合福祉相談所において、毎週、薬物等をやめ続けたい人やその家族を対象に、回復プログラムに基づいて学びの場を提供するほか、「依存症を考えるセミナー」を年12回開催しています。

○国の実施

国においては、県内矯正施設および福井保護観察所が、専門プログラムの実施やガイドラインに沿った回復支援、地域連携による支援等に取り組んでいます。

また、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡協議会」を開催し、関係機関との情報交換を行っています。

イ 課題

薬物事犯者には、更生保護関係機関のほかに医療機関や自助グループなど、より多くの機関と連携した支援が必要であることや、薬物依存症者を受け入れる医療機関の情報が少ないという課題があります。

ウ 具体的施策

○依存症者やその家族等に対する支援の充実 (障害福祉課)

薬物等をやめ続けたい人やその家族を対象に回復プログラムに基づき学びの場を提供するほか、専門家によるセミナーを引き続き実施します。また、依存症の病理や現状を正しく理解し、さらに適切な予防や対策ができるよう内容の充実に努めます。

○犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知（再掲）

(地域福祉課、障害福祉課)

薬物依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介するチラシを作成し、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」を通じて福井保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布し、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。また、薬物依存症者を受け入れる医療機関の開拓、周知に努めます。

○関係機関との連携強化 (地域福祉課、障害福祉課)

福井保護観察所の主催する「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡協議会」に引き続き参画し、関係機関との連携強化を図ります。

5 非行防止活動および学校等と連携した修学支援

(1) 現状

人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人数に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

【少年犯罪の推移】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 人 数	1,369人	1,368人	1,284人	1,153人	1,150人
検挙人数に対する少年割合	22.6%	18.1%	13.2%	9.9%	7.0%

(福井県警察 平成29年犯罪統計)

また、犯罪少年、触法少年、く犯少年を合わせた非行少年総数も年々減少を続けています。

【非行少年の推移】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
非 行 少 年 数	419人	324人	234人	170人	133人

(福井県警察 平成29年中における少年非行の概要)

高校進学率が98%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は中学校卒業までの者(54.4%)が多くなっています。

【新たに入所した受刑者の教育程度(平成29年)】

	中学卒業	高校中退	高校卒業	その他
福 井 県 (※)	31.6%	22.8%	38.6%	7.0%
全 国	37.0%	25.4%	28.3%	9.3%

(※) 犯罪時の居住地が福井県である者

(福井刑務所提供)

平成29年の福井刑務所における受刑者241人の中で高校卒業程度認定試験を受験した者は2人、うち合格者は1人でした。

【福井刑務所の高等学校卒業程度認定試験の受験者数及び合格者数】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受刑者数（各年末）	238人	232人	242人	241人
受験者数	4人	2人	1人	2人
合格者数	3人	2人	0人	1人

（福井刑務所提供）

○県の取組

県においては、少年警察ボランティアによる街頭補導や広報啓発活動、立ち直り支援を行う体験型の「かがやきサポート活動」を実施しています。また、警察と学校が連携し、初発型非行等の防止を目的とした「ひまわり教室」の開催、スクールサポーターによる地域の警察署を拠点とした学校での非行防止活動などを行っています。

○国の取組

国においては、福井少年鑑別所が「法務少年支援センターふくい」の名称で非行・犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、非行傾向のある少年およびその家族等への具体的支援（対象者への学習支援、カウンセリング、専門プログラムの実施）等に取り組んでいます。

○民間団体の取組

民間団体においては、福井県保護司会連合会や福井県更生保護女性連盟等が非行防止の街頭キャンペーン等に取り組んでいます。また、福井県更生保護女性連盟が子育て支援や児童等の見守り活動を行い、福井県BBS連盟が兄や姉のような身近な存在として、保護観察対象者等への学習支援や非行傾向にある少年とのともだち活動を通して、自立支援の取組を行っています。

(2) 課題

学び直しを望む出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、これまで実施してきた関係機関が連携した非行防止活動や啓発活動に引き続き取り組む必要があります。

(3) 具体的施策

○警察と学校が連携した非行防止活動の実施

(警察本部、高校教育課、義務教育課)

少年警察ボランティアによる街頭補導や広報啓発活動、立ち直り支援を行う体験型の「かがやきサポート活動」を実施します。また、初発型非行等の防止を目的とした「ひまわり教室」の開催、スクールサポーターによる地域の警察署を拠点とした学校での非行防止活動など、警察と学校が連携した活動を実施します。

また、福井少年鑑別所の地域援助機能（県民や関係機関等からの依頼に応じて、非行相談や法教育授業等を行うこと）も活用し、活動を充実していきます。

○非行防止一斉キャンペーンの実施

(県民安全課)

県内主要駅やショッピングセンターで非行防止啓発資料を活用した非行防止一斉キャンペーンを行い、県民に非行防止を呼びかけます。

○学び直しを望む出所者等に対する修学支援

(地域福祉課、高校教育課、生涯学習・文化財課)

学び直しを望む出所者等に対し、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携し、定時制・通信制高校や放送大学等の入学案内等のパンフレットを配布するとともに、個別の入学相談等に応じます。

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の推進

ア 現状

平成30年4月現在で、福井県内の保護司充足率は95.4%、また、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行う福井県更生保護女性連盟の会員数は2,008人、兄や姉のような身近な存在として少年の自立を支援する福井県BBS連盟の会員数は159人となっています。

また、更生保護法人として、主に更生保護関係団体への活動助成を行う福井県更生保護事業協会と更生保護施設を運営する「福井福田会」があります。

○県の取組

県においては、更生保護法人（福井県更生保護事業協会、福井福田会）への助成支援に取り組んでいます。

○国の取組

国においては、福井保護観察所が地区の保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の民間協力者団体の活動を支援しています。

○民間団体の取組

民間団体においては、福井県保護司会連合会が福井保護観察所と連携して保護司に対する研修等を実施するほか、各種モデル地区活動への助成を行っています。また、福井県更生保護事業協会が更生保護団体への金銭的支援や新聞による広報・啓発活動を行うほか、福井県更生保護女性連盟が更生保護施設での食事づくりや餅つき会、福井刑務所において誕生会などの更生支援活動を行っています。

イ 課題

一部地域において保護司のなり手不足が生じているほか、民間団体（更生保護女性会、BBS会）においても新規会員の確保が難しくなっているなど、民間協力者の確保が課題となっています。

ウ 具体的施策

○民間支援団体の啓発活動への支援

(地域福祉課)

福井県保護司会連合会、福井県更生保護女性連盟、福井県BBS連盟などの民間支援団体が実施する「社会を明るくする運動」や福祉サービスに関する研修会などへの助成を行うとともに、民間支援団体の会員の顕彰や県のイベントでの活動PRなどを積極的に行い、民間協力者の確保と活動の活性化を促進します。

(2) 広報・啓発活動の推進

ア 現状

県内全域で街頭啓発活動として「社会を明るくする運動」を実施し、平成29年の参加者数は52,654人となっています。

【社会を明るくする運動 参加者数】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
参加者数	18,300人	19,578人	131,379人	127,771人	52,654人

(福井保護観察所提供)

○県の取組

県においては、「社会を明るくする運動」の実施に協力するとともに、福井県人権施策基本方針に基づき「刑を終えて出所した人の人権」について啓発を実施しています。また、「福井県地域生活定着支援センター」においては、刑務所出所者への偏見解消のための研修会を開催しています。

○国の取組

国においては、福井保護観察所が「社会を明るくする運動」を実施し、福井刑務所が矯正展や刑務所見学研修会を開催し、福井少年鑑別所が「法務少年支援センターふくい」の名称で法教育授業等に取り組んでいます。

○民間関係団体の取組

民間関係団体においては、福井県更生保護女性連盟が少年非行事例などのケース研究会やミニ集会を開催するほか、県人権フェスティバルにおいて活動をPRするパネルを展示するなど、広報・啓発活動に取り組んできました。また、民間関係団体においては積極的に「社会を明るくする運動」に参加しています。

イ 課題

県民の「刑を終えて出所した人の人権」に対する関心が低いことや犯罪をした者等に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があることなどの課題があります。

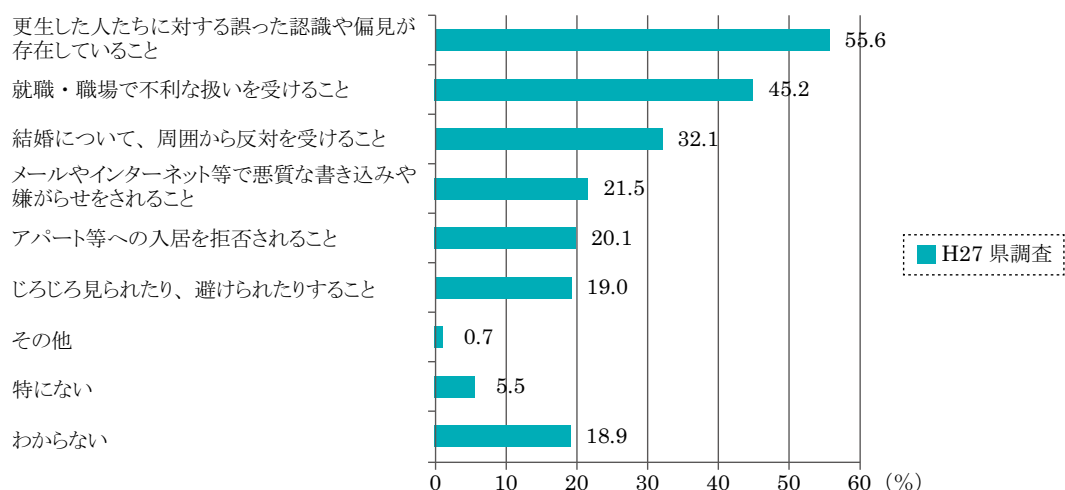
また、再犯防止のための「協力雇用主」の取組みが広く県民から理解され、社会的にも評価されるようにするため、広報・啓発活動をさらに推進する必要があります。

【平成27年度 人権問題に関する人権意識調査結果】

問) 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。(複数回答)

	平成29年国調査	平成20年県調査	平成27年県調査
「刑を終えて出所した人」と回答した割合	14.6%	9.3%	9.6%

問) 刑を終えて出所した人に関し、あなたは現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答可)



(福井県地域福祉課人権室)

ウ 具体的施策

○再犯防止活動のPR、犯罪をした者等の人権啓発の強化 (地域福祉課)

再犯防止を推進するための総合相談窓口の設置について、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携し、満期出所者等を対象に周知していきます。

また、「社会を明るくする運動」や市町の広報媒体等を活用し、県民に対する啓発チラシの配布や更生保護活動の紹介を行うなど、啓発を強化します。

さらに、医療機関や市町職員を含む福祉関係者等に対し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する出前講座を法務省出先機関等と連携して実施し、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めていきます。

參考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

- 第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

- 第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

- 第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。
- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

- 第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項

- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
 - 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
 - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び

社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿

泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に資するために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国の再犯防止推進計画の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

用語集

【か行】

「かがやきサポート活動」	少年警察ボランティア等と連携して実施する農作業や動物との触れ合い、スポーツ体験等の体験活動を通じた立ち直り支援活動
「起訴猶予者」	被疑事実が明白な場合において被疑者の性格、年齢および境遇、犯罪の軽重および情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときに検察官により不起訴処分にされた者
「矯正施設」	犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行う施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院）
「矯正就労支援情報センター」	刑務所出所者等の雇用を検討している事業主の方に対し、雇用情報の提供、採用手続きの支援などを行う機関。通称「コレワーク」
「協力雇用主」	犯罪をした者等の自立および社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主
「ぐ犯少年」	刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年
「検挙人員」	警察において検挙した被疑者の数
「更生保護」	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

【さ行】

「再犯者」	再び犯罪をした者
「再犯防止啓発月間」	再犯防止推進法第6条に、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等についての関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。

「執行猶予者」	一定の期間（執行猶予期間）刑事事件を起こさず無事に経過したときは刑罰権を消滅させる判決等を受けた者
「社会を明るくする運動」	法務省が、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする啓発活動のことで、毎年7月を強調月間として啓発・周知を図っている。
「住宅セーフティネット制度」	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度
「触法少年」	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
「少年警察ボランティア」	少年の非行防止および少年の保護を図るため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域のボランティア
「スクールサポーター」	警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う者

【た行】

「地区更生保護サポートセンター」	保護司と地域が連携して更生保護や犯罪の未然防止などに取り組む活動拠点
「特別調整」	高齢（おおむね65歳以上）であり、または障害を有する刑務所入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行う。

【は行】

「犯罪少年」	犯罪行為をした14歳以上20歳未満の少年
「犯罪をした者等」	法によって禁じられ刑罰が科せられる行為をした者および非行少年
「非行少年」	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
「福井県更生保護事業協会」	保護司や更生保護女性連盟、BBS会、協力雇用主、更生保護施設の活動に対し、協力助成を行うことを目的として法務大臣の認可を受けて設立され、更生保護関係団体への助成や“社会を明るくする運動”、機関紙「更生保護ふくい」の発行を通して、更生保護活動の充実および広報・啓発を行う。
「福井県更生保護女性連盟」	女性としての立場から、地域の犯罪予防活動と、犯罪をした人等の更生支援活動を行うボランティア団体である更生保護女性会が県内に17地区（会員数は平成30年4月1日現在2,008人）あり、それらを束ねている団体。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動等、多様な活動を展開している。
「福井県地域生活定着支援センター」	高齢または障害を抱え自立が困難な刑務所等からの満期出所者等が出所後、直ちにその人に見合った適切な福祉サービスを受けられるよう支援するセンター
「福井県保護司会連合会」	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアである保護司が所属する地区会が県内に10地区あり、それらの会を束ねている団体
「福井県BBS連盟」	BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、様々な立場の少年と、兄や姉のような身近な存在として接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援する「ともだち活動」や非行防止活動を行う青年ボランティア団体が県内に11地区（会員数は平成30年4月1日現在159人）あり、それらの会を束ねている団体
「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」	保護観察対象者（仮釈放者等）および更生緊急保護対象者（満期釈放者等）並びにこれらの期間を経過した者等の社会復帰支援を一層円滑に進めることを目的として、平素からの情報共有と、一人ひとりに応じた具体的な支援の実現に向けた連携・協議を行うため、平成29年11月13日に設立された協議会。福井県保護司会連合会、福井保護観察所、福井県更生保護事業協会、福井福田会、福井県就労支援事業者機構、福井県更生保護女性連盟、福井県BBS連盟の7つの更生保護関係機関・団体と県、福井市、福井県社会福祉協議会、福井県地域生活定着支援センター、福井県済生会、福井刑務所、福井少年鑑別所、福井地方検察庁の8つの関係機関・団体で構成（構成団体は平成30年12月現在）

- 「福井福田会」 県内唯一の更生保護施設であり、刑務所等からの出所者で帰る家がない者等を一定期間保護し、宿泊場所や食事を提供するとともに就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行う。
- 「法務少年支援センターふくい」 福井少年鑑別所に設置され、主に子どもの非行問題に対し、心理学等の専門家の職員が相談に応じ、保護者への助言や子どもへのカウンセリング等の援助をしている。
- 「保護観察期間」 保護観察処分少年 ⇒ 20歳までまたは2年間
少年院仮退院者 ⇒ 原則として20歳に達するまで
刑務所からの仮釈放者⇒残刑期間
保護観察付執行猶予者⇒執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者 ⇒補導処分の残期間
- 「保護司」 保護司法や更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた無給の非常勤の一般職国家公務員で、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア

【ま行】

- 「満期出所者等」 刑務所から刑期が満了して釈放になる受刑者、少年院からの満期退院者、保護観察期間が終了した者など

福井県再犯防止推進計画概要

計画期間 2019年度から2023年度までの5年間

根拠法令 再犯の防止等の推進に関する法律第8条

目的 再犯の防止等に関する施策を推進することにより県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。

概況

本県の再犯者率は全国でも低く、平成28年が1位、平成29年が3位だったものの4割を超えている。犯罪をした者の中には、住居や就労先が確保できないため再犯に至る者も多く、地域生活への定着に向けた施策が必要である。

	平成27年	平成28年	平成29年
検挙人数(人)	1,284	1,153	1,150
再犯者数(人)	628	495	502
検挙人数に対する再犯者率	48.9%	42.9%	43.7%

(福井県警察 平成29年犯罪統計)

《2017年(平成29年)の再犯者数502人⇒2023年の再犯者数400人》
 国が平成24年7月に決定した「再犯防止に向けた総合対策」の目標「2年以内再入率を平成33年までに20%以上減少させる」に準じ、再犯者数の20%以上の減少を目指す。

現状と課題

- 1 出所者等に対する支援体制**
 - ・刑務所から仮釈放中の者など保護観察に付されている者には、保護観察所による社会復帰のため指導・援助があるが、警察において微罪処分となった者や検察において起訴猶予となった者、刑務所からの満期出所者等に対しては支援体制が十分ではない。
- 2 出所者等の就労**
 - ・本県の人口あたり協力雇用主数は全国29位(平成29年)
 - ・協力雇用主への登録数は年々増加しているが、実際の雇用は低迷
 - ・「福井福田会」の退所者46人のうち、28人が無職で退所(平成29年度)
 - ※協力雇用主…出所者等をその事情を理解した上で雇用する事業主
 福井福田会…出所者で帰る家のない者等を一定期間保護する更生保護施設

計画の主な内容

<ol style="list-style-type: none"> 1 出所者等に対する支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・国・民間団体等との連携による支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する連絡会議の設置 ・満期出所者等をサポートする総合窓口の設置支援 2 就労の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者に対する啓発セミナーの実施 ・企業向けのセミナー、研修会における協力雇用主制度のPR ・協力雇用主に登録した企業への競争入札参加資格審査における優遇措置 ・暴力団離脱支援の充実と元暴力団員を受け入れる企業の開拓 ・就労意欲がある出所者等への就労支援の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・民間団体等との連携による支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する連絡会議の設置 ・満期出所者等をサポートする総合窓口の設置支援 2 就労の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者に対する啓発セミナーの実施 ・企業向けのセミナー、研修会における協力雇用主制度のPR ・協力雇用主に登録した企業への競争入札参加資格審査における優遇措置 ・暴力団離脱支援の充実と元暴力団員を受け入れる企業の開拓 ・就労意欲がある出所者等への就労支援の充実
<ol style="list-style-type: none"> 3 出所者等の住居 <ul style="list-style-type: none"> ・福井刑務所の出所者128人のうち、帰住先のない者は16人(平成29年) ・福井福田会の退所者46人のうち、行先不明の者は9人(平成29年) 	<ol style="list-style-type: none"> 3 住居の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・住み込みで働くことのできる就労先の確保 ・公営住宅への受け入れ ・犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の確保
<ol style="list-style-type: none"> 4 高齢出所者等の自立 <ul style="list-style-type: none"> ・福井刑務所の受刑者262人中、65歳以上の高齢者は27人、身体、知的、精神的に障害がある者は49人(平成30年12月) ・検挙人数に対する高齢者の割合は年々増加 ・覚せい剤取締法違反による検挙人数は毎年40人前後 ・65歳以上の高齢者や覚せい剤取締法違反者の2年以内再入率は平均以上(平成29年) 	<ol style="list-style-type: none"> 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢出所者等自立困難な者を支援する地域生活定着支援センターの運営 ・個々のニーズに合わせた障害者への支援の充実 ・薬物等依存症者やその家族等に対する支援の充実 ・犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知 ・薬物依存症者の支援関係機関との連携強化
<ol style="list-style-type: none"> 5 非行少年等の自立 <ul style="list-style-type: none"> ・検挙人数に対する14歳未満の少年の割合は年々減少 ・福井刑務所の受刑者は中学校卒業者が約半数(平成29年) ・福井刑務所の受刑者で入所中に高校卒業程度認定試験を受験する者は毎年2名程度 	<ol style="list-style-type: none"> 5 非行防止活動および学校等と連携した修学支援 <ul style="list-style-type: none"> ・警察と学校が連携した非行防止活動の実施 ・非行防止一斉キャンペーンの実施 ・学び直しを望む出所者等に対する定時制高校・放送大学等と連携した修学支援
<ol style="list-style-type: none"> 6 再犯防止に対する関心 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月の再犯防止月間で「社会を明るくする運動」などの啓発活動を実施 参加者約5万2千人(平成29年度) ・「刑を終えて出所した人」の人権に対する関心がある県民は約1割(平成27年) 	<ol style="list-style-type: none"> 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体の活動のPRによる活性化支援 ・再犯防止活動のPR、犯罪をした者等の人権啓発の強化

福井県再犯防止推進計画策定委員会名簿

○委員名簿

氏名	役職名	
橋本直子	福井県立大学准教授	学識経験者
◎藤井健夫	弁護士	
幸道君子	福井県更生保護女性連盟会長	関係団体
高松康二	社会福祉法人福井県社会福祉協議会専務理事	
松岡伸郎	福井県地域生活定着支援センター長	
山岸義昭	更生保護法人福井県更生保護事業協会 副理事長	
山下修	福井県保護司会連合会長	
吉田敏貢	福井県就労支援事業者機構会長	国機関
川島ゆか	福井少年鑑別所長	
小林勝彦	福井刑務所長	
塚田三貴雄	福井保護観察所長	
富田雅己	福井地方検察庁統括捜査官	
湯口幹也	福井労働局訓練室長	

(各区分ごとの五十音順) ◎は委員長

○県行政機関関係課一覧

県(知事部局)	安全環境部 県民安全課	県教育庁	高校教育課
	健康福祉部 地域福祉課		義務教育課
	健康福祉部 長寿福祉課		生涯学習・文化財課
	健康福祉部 障害福祉課	県警察本部	生活安全企画課
	産業労働部 労働政策課	事務局	健康福祉部 地域福祉課人権室
	土木部 土木管理課		
	土木部 建築住宅課		

計画策定経過

日程	内容
平成 30 年 10 月 22 日	第 1 回策定委員会 1 策定委員会の概要 2 再犯防止に関する県内の現状 3 再犯防止に関する国の機関の取り組み ・ 福井少年鑑別所 ・ 福井刑務所 ・ 福井保護観察所 ・ 福井地方検察庁 ・ 福井労働局
平成 30 年 11 月 14 日	第 2 回策定委員会 1 再犯防止に関する関係機関の取り組み ・ 福井福田会 ・ 福井県地域生活定着支援センター 2 計画の骨子（案）検討
平成 31 年 2 月 1 日	第 3 回策定委員会 1 計画（案）検討
平成 31 年 2 月 15 日 ～ 2 月 28 日	パブリックコメントの実施
平成 31 年 3 月 28 日	計画決定

福井県再犯防止推進計画

発行 / 2019 (平成31) 年3月

編集 / 福井県健康福祉部地域福祉課人権室

TEL : (0776) 20-0328

FAX : (0776) 20-0637

E-mail : jinken@pref.fukui.lg.jp